

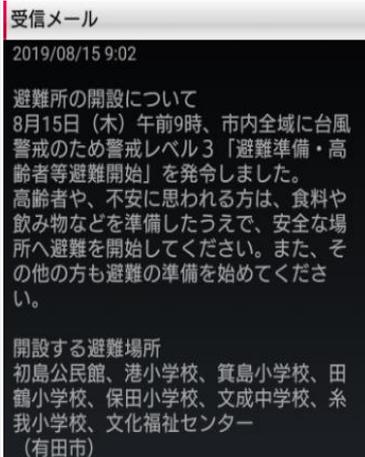
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ◆住民等への情報伝達体制や方法について
 - ◆避難誘導體制について
 - ◆防災に関する啓発活動について
- ②水防に関する事項
 - ◆水防体制

令和元年度の取組

取組概要

- 市民メール、緊急速報メールを活用した情報提供
- 要配慮者利用施設管理者等への説明会等の実施
- 風水害に係る防災啓発イベントの実施
- 水防訓練の実施

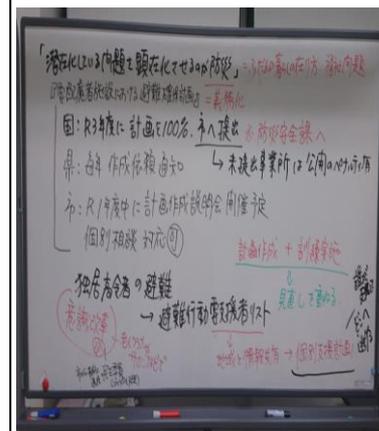
市民メール、緊急速報メールを活用した情報提供



避難勧告等の発令時には、市民メール、緊急速報メールを送信して、よりの確なタイミングでの、確実に分かり易い情報提供に努めた。

【R元.8.15 台風10号接近時の緊急速報エリアメール】

要配慮者利用施設管理者等への説明会等の実施



市社会福祉協議会が主催し社会福祉施設等が参加している地域福祉ネットワーク会議において、「要配慮者施設における避難確保計画」の必要性を説明し、早期の作成を要請した。

【R元.5.17 地域福祉ネットワーク会議】

風水害に係る防災啓発イベントの実施



有田地域1市3町と県が共同して、防災啓発イベントを実施。平成30年7月豪雨災害で災害対応に従事した広島県坂町職員を招き、講演、パネルディスカッションを通じて、防災に関する実践的な知恵や心構えを学んだ。

【R2.2.8 平成の寺小屋 in 有田市】

水防訓練の実施



出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図った。

【R元.6.23 有田市水防訓練】